

## 共催・協賛・後援等規程細目

### (総 則)

第1条 本規程細目は、本学会（本部、部門、支部をいう。以下、本学会と称す。）が、本学会事業に関連ある機関より、その機関が主催する講演会・講習会・シンポジウム等の公開技術会合に対し、共催・協賛・後援等（以下共催等という）の依頼を受けた場合の取扱いについて定めるものである。

### (応諾の原則)

第2条 共催等を応諾する場合は、その主催機関・目的・内容等が、原則として次の各項に該当するものでなければならない。

- 1 主催機関 官公庁ならびに公益法人またはこれに準ずる団体（またはその傘下に属する組織）で、本学会事業に関連のある機関であること。
- 2 目 的 営利および政治目的でないこと。
- 3 内 容 本学会事業に関連ある学術的な会合であり、かつ本学会会員にとって有益なものであること。

### (応諾の条件)

第3条 共催等に対する応諾の条件は、原則として次による。

#### 1 共 催

- 1) 主催機関が次のいずれかに該当するもので、原則としてその内容に対し計画当初より本学会が何らかの形で関与するもの。
  - ① 日本学術会議の機関
  - ② 日本工学会加盟学協会
  - ③ 官公庁等の機関
  - ④ その他、本学会の目的に密接な関係がある機関

- 2) 経費・労務等の負担は、本学会が計画当初より委員を派遣するなどにより参加する以外は、原則として負担しない。

#### 2 協賛・後援

- 1) 本学会が協賛・後援することにより一定の成果をなし得ると認められるもので、その内容が本学会会員にとり有益と認められるもの。
- 2) 経費・労務の負担のないもの。
- 3) 行事を運営する事務局が主催機関に直属しない場合は、原則として応諾しない。

### (依 頼)

第4条 共催等の依頼は、原則として主催機関の代表者より本学会代表者宛の文書で受理する。

### (応諾の決定)

第5条 応諾の決定は以下のとおりとする。

- 1 本部共催等の場合は、副会長（研究経営担当）の承認を必要とする。
- 2 部門（傘下の組織を含む）共催等の場合は、部門長の承認を必要とする。
- 3 支部（傘下の組織を含む）共催等の場合は、支部長の承認を必要とする。

(本学会会誌への掲載)

第6条 本学会会誌へ開催案内掲載の依頼があった場合は、原則として次により会告欄等に掲載する。

1 本部共催等の場合は、本学会会誌の所定の行事欄に掲載する。

なお、掲載方法については次による。

1) 共催 本学会が計画当初より、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。また掲載は2回以上行なうことができる。

その他の共催の場合は、次の(2)に準じて掲載する。

2) 協賛・後援 原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載する。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は掲載しないことがある。

2 部門・支部共催等の場合は、本学会会誌の所定の活動欄に掲載する。

なお、掲載の可否および掲載方法については、当該部門・支部の判断による。

また、本学会論文誌への掲載の可否および掲載方法についても、当該部門の判断による。

(著作権の取扱い)

第7条 当該公開技術会合が他団体と共催等の形で開催される場合の処理は、調査・規程7「技術会合開催規程」による。

(電気学会ロゴ利用申請)

第8条 本学会のロゴを共催、協賛、後援等で利用する場合は、第4条における依頼の際、その旨、依頼状に記載する。また、部門・支部共催等の場合も、電気学会のロゴの利用を認める。

(その他)

第9条 共催等を応諾した場合は、主催機関から必要な資料等の送付を受けることを原則とする。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。
3. 本規程細目は平成17年6月30日、研究経営会議にて一部改正。
4. 本規程細目は平成20年11月21日、研究経営会議にて一部改正。
5. 本規程細目は平成26年4月15日、研究調査会議にて一部改正。

(依頼状サンプル)  
一般社団法人 電気学会  
会長 ○○ ○○ 殿

平成 年 月 日

一般社団法人 ○○○○  
□□□□部会  
△△ △△

「第○○回 ○○○○シンポジウム」協賛の依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では標記行事を別紙計画書の通り開催することになりました。  
つきましては、本シンポジウムにつき貴会の協賛をお願い申し上げ、より一層有意義なものに致したく存じます。

ご多用中まことに恐縮ですが、ご検討のうえご承諾賜りたく重ねてお願い申し上げます。  
お手数ではございますが、別紙同封承諾書にてご回答をお願い申し上げます。

敬具

同封書類

- 1) シンポジウム計画書：会合名、会期、場所、主催団体名、協賛・後援団体名（予定含む）、  
問合せ先などを記載。  
国際会議の場合は英文での会議名称とホームページ URL は必須。
- 2) 承諾書（電気学会から承諾の可否の連絡が必要な場合：返信用の F A X、葉書など）

電気学会ロゴ利用の申請について

電気学会ロゴ利用を申請  する  しない（いずれかにチェックを入れてください）

《ロゴ利用の条件》

- ・電気学会ロゴは、本協賛の目的でのみ使用することとし、第三者（協賛目的で製作する印刷物の業者等を除く）へは提供できません。
- ・電気学会ロゴは、事務局から送付されるデザインと同一のものを利用する。

追伸

- 1) 本シンポジウムの開催に関する費用につきましては、分担金などのご負担はおかけいたしません。
- 2) 体裁、掲載月については一任いたしますが、本シンポジウム開催案内を貴学会雑誌などへ、掲載下さいますようお願いいたします。

【本件連絡先】

担当者名：

所属：

Tel / Fax：

E-mail：

(承諾書サンプル)

平成 年 月 日

一般社団法人 ○○学会 御中

(協賛等依頼元の学会, 協会名を記載)

Fax : XX-XXXX-XXXX

平成○○年 ○○ シンポジウムへの協賛を

承諾する

承諾しない

また,

電気学会ロゴ利用を承認する (申請があった場合)

学会名

(承諾者)

代表者

担当者名/連絡先

連絡事項等